

## 稲美町放課後児童クラブ利用者募集

令和3年度の放課後児童クラブの利用を希望する児童を次のとおり募集します。

なお、放課後児童クラブへの利用申請手続きは、年度ごとに必要です。

■対象 町内の小学校に通学する小学生で、保護者が就労などのため、放課後の保育が受けられないと認められる児童（児童クラブごとに定員があります。希望者が定員を超えた場合、低学年の児童で保育を必要とする度合いの高い児童から入所となります。）

■開所時間 ①月曜日から金曜日まで 児童の下校時～18:30  
②土曜日、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日など 8:00～18:30  
③延長利用 18:30～19:00

■開設場所 各小学校敷地内及び隣接地

■費用 ①利用料金 通年利用：月額8,000円（8月のみ11,000円）  
一時利用：1日につき800円  
延長利用：月額2,000円  
②諸費用 通年利用：月額1,800円  
（おやつ・教材費など）一時利用：1日につき100円  
③スポーツ安全保険代 年額800円（通年利用、一時利用共）



■受付期間 12月1日（火）～12月15日（火）

■申請方法 申請書に必要な書類を添えて、稲美町放課後児童クラブ指定管理者「㈱小学館集英社プロダクション」まで専用封筒（申請書類セットに同封しています）で郵送にてお申し込みください（当日消印有効）。

■申請書の配布

申請書類セット（専用封筒含む）については、各放課後児童クラブで11月10日（火）から配布します。また、申請書類セットは、稲美町放課後児童クラブのホームページ（<http://inami-hjclub.jp>）からもダウンロードすることができます。

※郵送用の専用封筒は、各放課後児童クラブでのみの配布となります。

■主管課 教育課 ☎492-9149

■運営・問合先 ㈱小学館集英社プロダクション（放課後児童クラブ指定管理者） ☎06-6485-8085  
平日10:00～17:30（土・日曜日、祝日は休み）

## 11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

～小さな勇気 きっとだれかの 大きな支え～（令和2年度標語最優秀作）

警察庁は、毎年11月25日から犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」と定めています。

あなたやあなたの大切な人も含め、誰もが突然犯罪に遭い、犯罪被害者となる可能性があります。身近に犯罪の被害に遭われた人がいたら、まずは自分から勇気を出して寄り添い、皆で支え合える社会をつくっていきましょう。

稲美町では、犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族に対する支援を行っています。詳しくは、危機管理課までお問い合わせください。

【問合先】 危機管理課 ☎492-9168

## ひょうご被害者支援センターについて

兵庫県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」は、被害者支援に関する専門的な知識を有する弁護士や大学教授、臨床心理士や精神科医などで構成され、警察との緊密な連携のもと、電話相談や面接相談、付き添い支援など被害者のニーズに応じた支援活動を行うことができる団体です。

電話相談（無料）

犯罪被害全般 ひょうご被害者支援センター ☎078-367-7833 火・水・金・土  
性被害専用 ひょうご性被害ケアセンターより ☎078-367-7874 月・火・水・金・土  
10:00～16:00（祝日・8/12～8/16・12/28～1/4を除く）



※面接相談には、電話相談による事前の予約が必要です。

ひょうご被害者支援センターのホームページ <http://www.supportyogo.org/>

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。請求手続の案内や事務手続きは、**日本年金機構（年金事務所）が実施します。**

<対象となる人>

老齢基礎年金を受給している人

下記のすべての要件を満たしている必要があります。  
・65歳以上である  
・世帯員全員が市町村民税が非課税である  
・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

下記の要件を満たしている必要があります。  
・前年の所得額が約462万円以下である



<請求手続き>

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が10月中旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分から遡って受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

**日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。**

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはなりません。

<問合先> ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

加古川年金事務所 ☎079-427-4740

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。令和2年1月1日から令和2年12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された人は、令和3年2月上旬に送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された人の社会保険料控除の対象になりますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

問合先 ○ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004（ナビダイヤル）

03-6630-2525（050から始まる電話でかける場合）

<受付時間> 月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日（火）～1月3日（日）はご利用いただけません。

